

○厚生労働省告示第百九十七号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、平成二十九年産あへの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

平成二十九年五月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

種類	栽培区域	納付期限
けし耕作者	岡山県美作市	平成二十九年八月三十一日
甲種研究栽培者	北海道名寄市	平成二十九年九月二十九日
	茨城県つくば市	
	東京都小平市	平成二十九年八月三十一日
	長崎県長崎市	
鹿児島県熊毛郡中種子町		